藤沢市個人情報保護審査会答申第17号

2005年10月24日 (平成17年)

藤沢市長 山本 捷雄 様

藤沢市個人情報保護審査会 職務代理者 篠崎 百合子

救急活動報告書の開示一部承諾決定処分に対する異議申立てに ついて(答申)

2005年(平成17年)4月27日付けで諮問された「藤沢南消防署により2003年9月14日に行なわれた本人の救急搬送に関する救急活動報告書。ただし20時半前後に本鵠沼駅前から藤沢市民病院へ搬送されたものについて」に係る管理情報開示一部承諾決定処分に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が、異議申立人の行った「藤沢 南消防署により2003年9月14日に行なわれた本人の救急搬送に関す る救急活動報告書。ただし、20時半前後に、本鵠沼駅前から藤沢市民病 院へ搬送されたもの」(以下「本件文書」という。)の管理情報開示等請 求に対し、本件文書中の通報者名及び電話番号(以下「本件非開示部分」 という。)につき、藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢 市条例第7号。以下「条例」という。)第23条第1号の規定に基づき、 2005年(平成17年)3月31日付けでした管理情報開示一部承諾決 定処分は、妥当である。

第2 本件諮問までの経過

(1)異議申立人は、2005年(平成17年)3月25日付けで、実施機

関に対し、条例第20条により、本件文書につき、管理情報の開示請求をした。

- (2)実施機関は、同年3月31日付けで、管理情報の開示請求に係る本件 文書につき、本件非開示部分を除き、管理情報開示一部承諾決定処分を した。
- (3) 異議申立人は、同年4月22日、実施機関に対し、前記管理情報開示 一部承諾決定処分の取消しを求める異議申立てをした。
- (4)実施機関は、同年4月27日付けで、藤沢市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対し本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- (1)条例第4条第1号には、個人情報について「個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」と定義されているところ、本件非開示部分は個人情報ではなく法人情報である可能性が存する。
- (2)仮に本件非開示部分が個人情報に該当するとしても、条例第25条に 基づく裁量的開示がなされるべきである。

すなわち、本件文書は、異議申立人が、2003年(平成15年)9 月14日、小田急電鉄江ノ島線本鵠沼駅前にて転倒し負傷した事故(以下「本件事故」という。)の際の救急活動報告書であって、通報者の氏名及び電話番号が記載されているところ、通報者は異議申立人の転倒状況を目撃している可能性が高い。異議申立人は、傷害保険金請求のため転倒状況の目撃者による事故証明書を保険会社に提出する必要があり、通報者に事故証明書の作成を依頼するため本件非開示部分の情報を取得することは、異議申立人の権利利益を保護するために特に必要がある。

第4 実施機関の主張要旨

(1)本件非開示部分は、通報者名及び電話番号であるところ、これらは、 異議申立人本人以外の第三者の個人情報であって、条例第23条第1号 に該当し、実施機関は開示義務を負わない。 (2)本件非開示部分を開示することが、個人の権利利益を保護するために 特に必要があるとは認められず、条例第25条の規定によって裁量的開 示をすべき場合に当たらない。

第5 審査会の調査及びその結果

- (1)本件文書をみると、本件非開示部分は、「通報者」欄に氏のみがひら 仮名表記されたもの及び「電話」欄に固定電話の電話番号が記載された ものである。
- (2)2005年(平成17年)6月24日実施した実施機関職員(藤沢市南消防署署員)からの聴取結果によれば、本件非開示部分である「通報者」欄は、119番通報を受けた際に通報者から聴取した氏を記載したものである。同じく「電話」欄は、119番通報を受けた際に電話機に表示される架電元電話番号を記載したものであり、通報者から聴取したものではない。したがって、通報者の自宅や就業先等の電話番号であるかどうかは判然としない。

また、実施機関提出の2005年(平成17年)7月26日付け「諮問事案に関する資料の提出について(回答)」と題する文書によれば、実施機関は、異議申立人から本件文書の開示請求を受けた2005年(平成17年)3月25日以降、同年4月4日及び7月19日の2度にわたって、上記「電話」欄に記載された電話番号に架電したが、いずれも呼出音は鳴るものの電話に出る者がなかった。

また、実施機関は、上記「電話」欄記載の電話番号が小田急電鉄株式会社本鵠沼駅の電話番号であるか否かを確認するとともに、同駅に対し、上記「通報者」欄記載の氏に該当する社員が本件事故当時在籍していたか否かを照会したが、いずれも非該当であった。

(3)2005年(平成17年)7月21日実施の異議申立人法定代理人からの聴取結果及び同人提出資料によれば、異議申立人は、本件事故当時、 傷害総合保険の被保険者であった。異議申立人は、上記保険契約に基づき、本件事故についての通院保険金及び後遺障害保険金の請求をしたところ、通院保険金については一部の支払がなされたものの、後遺障害保険金については、本件事故と後遺症(局部神経症状)との因果関係が明 らかでないこと、保険約款において保険会社から請求があった場合には 提出すべきこととされている事故証明書(公的事故証明書が発行されな いときは、第三者による事故目撃者証明・事故届出証明欄に署名捺印さ れた保険金請求書)が提出されていないことを理由として、保険金請求 に応じていない。

異議申立人が本件事故前から糖尿病に罹患していたことから、保険会 社は、異議申立人の下肢の局部神経症状を、事故による受傷によるもの ではなく、糖尿病によるものである旨主張している。

第6 審査会の判断理由

(1)個人情報該当性

本件非開示部分をみるに、本件非開示部分は、119番通報の通報者の氏及び通報時に利用した電話番号であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るので、個人情報に当たる(条例第4条第1号)。

この点につき、異議申立人は、個人情報ではなく法人情報に該当する可能性もある旨主張する。しかし、実施機関における、前掲の調査をみると、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは認定できず、むしろ個人情報である可能性のほうが高いと思われる。

よって、条例の個人情報保護の観点からは、条例第23条第1号に定める開示義務の例外に当たると解するのが相当である。

(2)裁量的開示について

条例第25条は、「実施機関は、開示請求に係る管理情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該管理情報を開示することができる。」と規定する。これは、実施機関の裁量的判断を認めたものであり、裁量の範囲を逸脱した場合に、裁量権濫用として不当と評価される。

そこで、本件の実施機関の判断に裁量の範囲の逸脱があったかどうか を検討する。

本件において考慮すべき個人の権利利益は、異議申立人によれば、傷害総合保険契約に基づく後遺障害保険金請求のために保険会社に提出す

る事故証明書作成のための目撃者の確保ということである。

しかし、後遺傷害保険金請求の可否は、異議申立人が転倒した事実の有無や転倒状況についての目撃者の確保如何によるのではなく、保険会社と異議申立人間の従前の交渉経緯、及び、異議申立人の後遺障害である下肢の局部神経症状は外傷以外に、当時異議申立人の罹患していた糖尿病によっても生じうるものであるということに照らせば、異議申立人の下肢の局部神経症状が外傷に起因するのか糖尿病に起因するのかという医学的判断により決せられるものと思料される。

したがって、異議申立人の転倒状況等の目撃者を捜し出すことは、同人の保険金請求という権利利益を保護するために特に必要があるとまでは認められない。

以上によれば、異議申立人の権利利益と裁量開示によって侵害されうる第三者のプライバシー等の権利利益との比較衡量を行うまでもなく、 条例第25条に基づく開示を行わなかった実施機関の判断は裁量の範囲内である。

(3)結論

よって、実施機関が、本件非開示部分を除いて管理情報開示一部承諾 決定をした処分は妥当であると判断する。

以 上

る素数証明書作成のための目撃者の関係ということである。

しかし、経過各書保険金額求の可否は、異題申立人が転倒した事実の 青盤や軽調状況についての目撃者の継承如何によるのではなく、保険会 社と異確申立人間の総前の交渉経緯、及び、異器申立人の経道障害であ る下数の局部神経症状は計算以外に、当時異課申立人の福進していた解 景像によっても生態うるものであるということに関らせば、異態申立人 の下肢の局部神経症状が外傷に超過するのか糖尿病に超過するのかとい う医学的判断により決せられるものと思料される。

したがって、展議申立人の転倒状況等の目撃者を披し出すことは、周 人の民独全請求という権利利益を保護するために特に必要があるとまで は勘められない。

以上によれば、異額中立人の権利利益と就量限示によって侵害される る据三者のプライバシー等の権利利益との比較解量を行うまでもなく。 条例第25条に基づく開示を行わなかった実施機関の判断は教量の範囲 内である。

省等(8)

よって、実施機関が、本件非関示部分を除いて管理情報開示一部承諾 決定をした処分は要当であると判断する。

1 1

別紙 (諮問第17号)

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 | | |
|--------------|----------------------------|--|--|
| 2005. 4. 27 | 諮問 | | |
| 2005. 5. 2 | 審査会から市長に一部承諾決定理由説明書の提出要請 | | |
| 2005. 5. 12 | 市長から審査会へ一部承諾決定理由説明書の提出 | | |
| 2005. 5 16 | 審査会から異議申立人に理由説明書を送付し、説明書に対 | | |
| | する意見書の提出を要請 | | |
| 2005. 6. 24 | 実施機関からの意見聴取 | | |
| 2005. 7. 7 | 異議申立人から審査会へ一部承諾決定理由説明書に対する | | |
| | 意見書及び関係資料の提出 | | |
| 2005. 7. 21 | 異議申立人からの意見聴取 | | |
| 2005. 7. 21 | 審査会から市長に関係資料の提出要請 | | |
| 2005. 7. 26 | 実施機関から関係資料の提出について回答 | | |
| 2005. 8. 31 | 審議 | | |
| 2005. 10. 24 | 答申 | | |

第9期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期: 2005年4月1日~2006年3月31日)

| 氏 | 名 | 役 職 名 | 等 3006 |
|------------|-------|-------------|---------------------------|
| 大礼 | 渕 辰 雄 | 医師 | 2005, 5, 12 2005, 5-16 |
| 小洋 | 睪 弘 子 | 弁護士 | 2005. 6, 24 |
| ○篠 ↓ | 奇 百合子 | 弁護士 | 2005. 7. 7 |
| H F | 中 則 仁 | 神奈川大学経営学部教授 | 2005, 7, 21 |
| 吉 F | 田眞次 | 公認会計士 | 2005. 7. 26 |

◎会長 ○職務代理者